
6 0 2 7 . 納付書再出力

業務コード	業務名
R N F (R N F O W)	納付書再出力

1. 業務概要

以下の帳票（以下、納付書等という。）を再出力する。

また、納付方法がマルチペイメントネットワーク（以下、MPNという。）の輸入申告等について納付書情報（直納）、納税告知書情報、一括納付書情報の再出力を行った場合、併せて納付方法をMPNから直納に変更する。

また、納税方式が納期限延長かつ納付方法が口座振替の輸入申告等、および納税方式が即納で一括納付対象外、かつ納付方法が口座振替の特例申告について納付書情報（直納）、一括納付書情報の再出力を行った場合、併せて納付方法を口座振替から直納に変更する。

①納付書情報（直納）

②納税告知書情報

③一括納付書情報

④納付番号通知情報

⑤納付番号通知情報（一括）

なお、汎用申請関連業務（国際観光旅客税）にかかる「納付番号通知情報」のみWebNACCSから再出力可能。

2. 入力者

全利用者（厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、入国管理局（航空）、検疫所（人・航空）、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

（1）入力者チェック

（A）システムに登録されている利用者であること。

（B）税関の場合

当該納付書等に係る申告先税関官署と入力者の所属税関官署が同一であること。

（C）税関以外の場合

（a）以下の納付書等を再出力する場合は、当該納付書等の出力先としてシステムに登録されている利用者であること。なお、出力先については、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書等出力処理」を参照。

①納付番号通知情報（納税方式が個別納期限延長または特例申告即納のもの、及び石油石炭税納税申告の納期限延長分に限る。）

②一括納付書情報

③納付番号通知情報（一括）

（b）前述以外の納付書等を再出力する場合は、当該納付書等に係る輸入申告等を行った利用者であること。（入力者が輸出入者の場合は、当該納付書等に係る石油石炭税納税申告を行った利用者であること。）

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 業務実施日チェック

一括納付書情報または納付番号通知情報（一括）の再出力の場合、当該情報の出力日*¹以降であること。

（＊１）納税方式が包括納期限延長の場合は、調査決定月の翌月８日

納税方式が特例申告即納の場合は、輸入（引取）許可月の翌月２１日（ただし、システムに納税方式が特例申告即納に係る一括納付書等の出力日を８日にする旨の登録がある場合は、輸入（引取）許可月の翌月８日）

納税方式が特例申告納期限延長の場合は、輸入（引取）許可月の翌々月８日

(4) 資金DBチェック

納付番号以外が入力された場合、以下のチェックを行う。

- ①入力された輸入申告番号等、受入科目及び申告先税関官署が存在すること。
- ②口座不足により保留中となっていないこと。ただし、特例申告即納で一括納付対象外の場合を除く。
- ③口座引落とし指示待ちとなっていないこと。ただし、特例申告即納で一括納付対象外の場合を除く。
- ④担保不足により保留中となっていないこと。
- ⑤他法令未済により保留中となっていないこと。
- ⑥不納欠損となっていないこと。
- ⑦入力者が税関以外の場合は、賦課課税申告でないこと。
- ⑧削除対象とする旨が登録されていないこと。
- ⑨入力された受入科目について、納付方法が口座振替以外であること。ただし、納税方式が納期限延長の場合、または納税方式が即納の特例申告で一括納付対象外の場合を除く。
- ⑩口座引落とし処理中でないこと。
- ⑪入力された受入科目について、領収確認または済通登録が行われていないこと。
- ⑫入力された受入科目について、減額調定が行われていないこと。ただし、一括納付書情報を出力する場合を除く。
- ⑬入力された受入科目について、個別納期限延長である場合は、輸入許可となっていること。
- ⑭一括納付書番号以外が入力された場合、入力された受入科目について、輸入許可時に一括納付書対象でなかったこと。
- ⑮一括納付書番号以外が入力された場合、輸入申告等がシステムを介して行われていること。
- ⑯一括納付書番号が入力された場合、申告等区分コードが５：賦課決定（旅具キャッシュレス納付（口座振替））でないこと。

(5) MPN納付DBチェック

(A) 納付番号が入力された場合、以下のチェックを行う。

- ①入力された納付番号が存在すること。
- ②取消済みによる支払不可の旨が登録されていないこと。
- ③請求金額変更による支払不可の旨が登録されていないこと。
- ④消込済みによる支払不可の旨が登録されていないこと。
- ⑤開庁時MPN消込の旨が登録されていないこと。
- ⑥リアルタイム口座により納付する旨が登録されていないこと。

(B) 納付番号以外が入力され、かつ入力された輸入申告番号等及び受入科目に係る納付方法がMPNの場合は、以下のチェックを行う。

- ①開庁時MPN消込の旨が登録されていないこと。
- ②MPN照会日時から一定期間が経過していること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) MPN納付関連処理

納付番号以外が入力され、かつ入力された輸入申告番号等及び受入科目に係る納付方法がMPNの場合は、以下の処理を行う。

(A) 輸入申告DB等処理

輸入許可前の場合は、MPNで納付する旨を輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告(沖縄特免制度)DBから取り消す。

また、特例申告で、入力された輸入申告番号等が輸入申告DBに存在する場合は、MPNで納付する旨を輸入申告DBから取り消す。

(B) 資金DB処理

①入力された輸入申告番号等及び受入科目に係る納付方法を直納に変更する。

②納付書情報(直納)または納税告知書情報を再出力する場合は、当該輸入申告等の全ての受入科目を直納に変更する。なお、当該輸入申告等に一括納付対象の受入科目がある場合は、個別管理対象に移行する。

③一括納付書情報を再出力する場合は、当該一括納付書(受入科目単位)の全ての枝番を直納に変更する。

(C) MPN納付DB処理

入力された輸入申告等が属していた納付情報に対し、以下の処理を行う。

(a) 入力内容を反映した結果、税額がある場合

(ア) 当該納付情報に係る納付番号通知情報(一括)が出力されていない場合

当該納付情報を入力内容で更新する。

(イ) 当該納付情報に係る納付番号通知情報(一括)が出力済みの場合

①当該納付情報を入力内容で更新した、新納付情報を作成する。

②新納付情報に対して納付番号及び確認番号を払い出す^{*2}。

③当該納付情報に削除対象とする旨を登録する。(請求金額変更)

(*2) 一括納付書番号(枝番を除く)及び受入科目が同一のものを1の納付番号とする。なお、消費税と地方消費税は1の納付番号にまとめる。

(b) 入力内容を反映した結果、税額がない場合

当該納付情報に削除対象とする旨を登録する。(取消し済み)

(D) 注意喚起メッセージ出力処理

以下の条件の場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

①対象となる輸入申告等の納付方法がMPNから直納に変更となった。

②個別管理対象となった。

(3) 口座関連処理

納付番号以外が入力され、かつ入力された輸入申告番号等及び受入科目に係る納付方法が口座振替の場合は、以下の処理を行う。

(A) 輸入申告DB処理

特例申告で、入力された輸入申告番号等が輸入申告DBに存在する場合は、口座振替で納付する旨を輸入申告DBから取り消す。

(B) 資金DB処理

- ①入力された輸入申告番号等及び受入科目に係る納付方法を直納に変更する。
- ②納付書情報（直納）または納税告知書情報を再出力する場合は、当該輸入申告等の全ての受入科目を直納に変更する。なお、当該輸入申告等に一括納付対象の受入科目がある場合は、個別管理対象に移行する。
- ③一括納付書情報を再出力する場合は、当該一括納付書（受入科目単位）の全ての枝番を直納に変更する。

(C) 注意喚起メッセージ出力処理

以下の条件の場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

- ①対象となる輸入申告等の納付方法が口座振替から直納に変更となった。
- ②個別管理対象となった。

(4) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
納付書情報（直納）	一括納付書番号及び納付番号以外が入力され、かつ当該番号に係る輸入申告等が申告納税であること。	入力者
納税告知書情報	税額確定方法が賦課課税の輸入申告番号が入力された場合	入力者
一括納付書情報	一括納付書番号が入力された場合	入力者
納付番号通知情報	一括納付対象外の納付番号が入力された場合	入力者
納付番号通知情報（一括）	（１）一括納付対象の納付番号が入力された場合 （２）納付書情報（直納）を再出力した場合に、当該納付書に係る輸入申告等が属していた納付情報の税額が変更となった場合	入力者

7. 特記事項

- （１）一括納付書情報を出力する場合で、かつ当該情報に係る輸入申告等において減額調定が行われている場合は、出力内容に減額金額を反映させる。
- （２）一括納付対象外の受入科目について税額の一部を減額調定した場合は、システムでは納付書等を再出力できないので留意する。
- （３）納付書情報（直納）または納税告知書情報を再出力し、納付方法がMPNまたは口座振替から直納に変更となった場合は、当該輸入申告等に係るすべての受入科目の納付書について再出力を行うよう留意する。
- （４）一括納付書情報を再出力し、納付方法がMPNまたは口座振替から直納に変更となった場合は、当該一括納付書に係るすべての枝番について再出力を行うよう留意する。